介護職員処遇改善支援事業委託業務に係る質疑に対する回答

質疑番号	質疑項目（該当箇所）	質疑内容	回答
1	オンライン研修の実施について （仕様書３（１）ア）	受注者が作成した研修動画を、（吹田市の）事業者のみが閲覧できる形でホームページ等に掲載というのは、吹田市のホームページやチラシ等で視聴用URLを周知いただくということでよろしいでしょうか。	研修受講を希望する事業者にのみ閲覧を可能とする研修動画については、受注者側のホームページ等で掲載していただくことを想定しています。なお、本市ホームページでは介護職員処遇改善支援事業の実施について周知する予定です。
2	専門家の個別訪問等による相談業務の実施について （仕様書３（2）ア）	個別訪問等を希望する事業者からの連絡は、一義的に吹田市で受けるのか受注者が直接受けるのかいずれで案内されるのでしょうか。	個別訪問等を希望する事業者からの連絡は、その後の日程調整を含めて原則受注者によって受け付けていただきますが、本市に問合せがあった場合は、本市から受注者へ情報提供いたします。
3	専門家の個別訪問等による相談業務の実施について （仕様書３（２）イ）	要件を満たすかどうかは訪問により直接現場で確認しないと分からない面があると思われますが、1回目の訪問により対象とするかを判断するということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施スケジュールについて （仕様書８（２））	個別訪問についてスケジュールを作成するというのはどういったイメージでしょうか。	書面で報告いただく実施スケジュールのうち、専門家の個別訪問等による相談業務の実施については、個々の具体的な訪問スケジュールではなく、当相談業務全体の流れと時期を記載したものを想定しています（「令和５年９月頃相談業務の開始」、「令和６年２月頃相談業務の終了」、等）。
5	契約保証金の免除について （制限付一般競争入札実施要領17）	当法人では、これまで国や自治体の様々な委託事業を受託していますが、契約保証金については全てにおいて免除されています。吹田市では契約保証金の免除規定はないのでしょうか。 （質疑者様が特定されないように、質疑内容について文言を一部修正しております）	本市が実施する制限付き一般競争入札におきましては、契約保証金を免除できる規定はありません。